

令和 5 年 5 月 29 日現在

機関番号：12501

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K12919

研究課題名(和文) カントにおける非理想理論としての国際法論 - 暫定的領有権の構想

研究課題名(英文) International Law as a Non-ideal Theory in Kant's Philosophy: Provisional Rights of Territory

研究代表者

金 慧 (Kim, Hae)

千葉大学・教育学部・准教授

研究者番号：60548311

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、カントの国際法論を再検討することによって、暫定的領有権の構想を提示することであった。具体的には、カントの政治哲学には国際社会の秩序段階に対応する複数の国際法の構想が存在し、それらが理想理論と非理想理論に対応していること、また『永遠平和のために』の中で提示されている「予備条項」が当時における自然法的な国際法と理想的な国際法を架橋する役割を担っており、この条項によってカントが領土問題に対応しようとしていたことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果の一つは、カントの国際法の構想は従来みなされてきたような理想論ではなく、そこには現実と理想を架橋しようとする契機が内在していることを明らかにした点である。そしてこのような視座から、これまでさほど注目されてこなかった領土問題へのカントの応答について分析した。本研究の成果の二つ目は、領有権に関するカントの立場を分析することをつうじて、現代の政治哲学研究とカント研究を結合する問題領域を示した点である。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research was to present the theory of provisional rights of territory by re-examining Kant's philosophy of international law. First, we found that Kant's political philosophy contains plural conceptions of international law corresponding to the state of order in international society and they correspond to ideal and non-ideal theories. Second, the "preliminary articles" presented in "Perpetual Peace" serves as a bridge between international law as a natural law and ideal international law and Kant was trying to deal with territorial issues through this articles.

研究分野：政治哲学

キーワード：カント 国際法 非理想理論 領有権

1. 研究開始当初の背景

カントの政治哲学には、法による平和が実現された状態を所与とした理想理論があり、そこでは「国家法」、「国際法」、「世界市民法」という法の三層構造が提示されている。従来の研究において注目されてきたのは主にこの部分である。しかしながら他方では、国家間の関係が自然状態であることを所与として、そこから法的状態へと移行するために国家にどのような制約が課されるべきか、という問題をカントの著作から読み取ることができるという点についてはこれまでさほど考察されてこなかった。そのため、従来の研究においては、共和制や国家連盟、さらに世界市民法について述べられた「確定条項」(Definitivartikel)と呼ばれる部分の内容については多くの研究が蓄積されてきた反面、「予備条項」(Präliminarartikel)と呼ばれる部分の内容とその位置づけについては十分に解明されてこなかった。

「予備条項」の部分はいわば非理想理論としての国際法について論じられた箇所であり、二つの点から考察に値するように思われる。一つは、非理想理論としての国際法は、現実の国際関係の状態から理想的な国際関係の状態への移行について論じられている点で、理想論とみなされがちなカントの国際法論を根本から見直す契機となる点である(この問題について論じた数少ない研究として、Christoph Horn (2014) Nichtideale Normativität, Suhrkamp がある)。二つ目に、非理想理論としての国際法論は抽象的な国際秩序について論じるものではなく、具体的な国際問題についての指針を与えるためにある。そうした問題の中には、不正に取得した領土に対して国家はどのような権限を持つのか、という問題が含まれており、カントが正義についてではなく、いわば不正義について論じた箇所である。この点でも非理想理論としての国際法論について考察することは、カントに関する研究においてこれまで等閑視されてきた問題に焦点を当てることになると思われる。

以上を踏まえ、カントの国際法論の中には複数の構想が存在することを明らかにし、その中でも非理想理論に注目して、領土問題に対するカントの応答を考察することが本研究のテーマとなった。

2. 研究の目的

上述の背景を踏まえ、本研究は、カントの国際法論に新たな視角から取り組み、非理想理論としての国際法について分析し、カントが不正義の問題にどのような応答を与えようとしたのかを考察することを目的とした。

また、近年の政治哲学研究においてはあらためて国家の領有権の根拠を問い直す議論が盛んに行われているが、その中で提示されている「カント的」な領有権論に向けられる批判に対して本研究の知見を用いて反論し、それによって思想史研究と現代政治哲学研究という二つの領域を架橋することを本研究の目的とした。

3. 研究の方法

本研究は、上述のように、二点の課題に対して文献の読解を通じて取り組んだ。

まず、カントの政治哲学に取り組み、それが思想史上どのような文脈で形成され、またどのような特徴を有するのかを分析した。思想史上のカントの政治哲学の位置づけに関しては、自由主義と啓蒙という主題のもとでカントと他の論者を比較考察した。また、カントの政治哲学の特徴

を浮き彫りにするために、熱狂という現象をめぐるにカントの記述を分析した。それらを踏まえて、次にカントの国際法論に取り組んだ。カントの国際法論に関しては、主に『永遠平和のために』を中心とするテキストの読解に取り組んだ。従来の研究においてはしばしば、カントの国際法についての論述には瑕疵や一貫性の欠如があると指摘されてきたが、本研究では理想理論と非理想理論の二分法に照らして読解することで、カントの国際法論を首尾一貫した体系として理解できるということを論証しようと試みた。すなわち、カントの国際法は、理想理論としての国際法と非理想理論としての国際法とに分類することが可能であり、それぞれが異なる課題に応答しようとしていることが明らかになるのである。

次に、上述の研究によって得られた知見を用いて、現代の政治哲学研究に一定の貢献をなすことを示そうと試みた。その現代政治哲学研究の問題とは、国家の領有権の正当化根拠とは何か、というものである。この問題をめぐっては、土地に対する個人の所有権から国家の領有権を導出するロッキの理論や、国民と領土の間の象徴的結合を重視するナショナリスト的理論、さらに国家が国民の権利を実現していることを重視するカント的理論などが提示され、それらの間で論争が繰り広げられている。カントの国際法についての本研究は、これらの立場の間で行われている論争に貢献しようと考え、これら二つの領域をつなぐために暫定的領有権の構想について考察した。

4．研究成果

まずカントの政治哲学を自由主義の系譜の中に位置づける研究に取り組んだ。ここでは、専制批判という点では、同時代の他の自由主義者と共通点を有しつつも、カントの場合は人民主権による執行権の制限という点に特徴があると論じた。

また、熱狂という論点に着目してカントの政治哲学を分析し、彼の議論において熱狂は反理性として位置づけられているのではなく、理性に由来する情動として捉えられていることを明らかにした。熱狂は理念に向けられた情動であり、カントが注目した熱狂の対象は共和制であった。フランス革命に熱狂に似た情動を向けたプロイセンの市民は、いわば観衆の公共圏を形成したのであり、この点でカントの考える公共性は決して言論にのみもとづくものではないと主張した。

次に、カントの著作を『永遠平和のために』を中心に読解し、非理想理論としての国際法の構想を体系的に明らかにしようと試みた。その結果、以下の諸点を明らかにした。

一点目は、カントの法哲学・政治哲学の著作においては、理想状態への移行に伴う問題が、移行方法の正当性と有効性の対立という仕方度々焦点化されており、この問題に対してカントは一貫して正当性を犠牲にした有効性の優先を批判している。

二点目に、『永遠平和のために』において許容法則と呼ばれる法は、他の著作で展開される用法とは異なり、論理的遡行によって見出される行為に対して適用されるべきものではなく、実際の歴史的遡行において見出される行為や現象に対して適用されるべきものであるという違いがあるという点である。

三点目に、過去に行われた領土の取得がその後のある時点において不正であると判明した場合に、それに対してどのように対処すべきか、という問いに対するカントの考察を分析し、そこから暫定的領有権とでも呼びうる構想を読み取ることができることを示した。この問題に対して最終的な解答を与えることができるのは、第二確定条項において提示される「国家連盟」のような司法判断を下しうる状態においてのみである。これに対して、移行過程において妥当する国際法は、領有権に関する確定的な判断が下されまでのあいだ、国家に暫定的にのみ領有権を許

容するのである。

最後に、領有権をめぐる現代政治哲学の論争においてしばしばカント的立場に向けられる批判に対して暫定的領有権を用いて応答することができると指摘した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 金慧	4. 巻 20
2. 論文標題 熱狂と理性：カント哲学における観衆の公共圏の位置づけ	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 政治思想研究	6. 最初と最後の頁 119-138
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金慧	4. 巻 22
2. 論文標題 【書評】西田雅弘著『カントの世界市民主義』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本カント研究	6. 最初と最後の頁 128-130
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金慧	4. 巻 74
2. 論文標題 【書評】斎藤拓也著『カントにおける倫理と政治』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 メディア・コミュニケーション研究	6. 最初と最後の頁 67-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金慧	4. 巻 43
2. 論文標題 【書評】網谷壮介著『共和制の理念』	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会思想史研究	6. 最初と最後の頁 150-153
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 金慧
2. 発表標題 カントにおける啓蒙と公共性
3. 学会等名 政治思想学会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 金慧
2. 発表標題 カントと領有権の問題
3. 学会等名 近代思想研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 日本18世紀学会 啓蒙思想の百科事典編集委員会編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 692
3. 書名 啓蒙思想の百科事典	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------